

守国保第 146 号の 2
令和 2 年 5 月 25 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

守口市長 西端 勝樹



新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応について（回答）

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

回答：保険課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る条例については、5月臨時会で可決され、施行しています。

傷病手当金の支給対象者については、国からの通知に基づき、給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。）の支払いを受けている被保険者を対象としています。

また、傷病手当金の支給については、守口市国保の全世帯に対して、郵便で周知を行っており、申請の受付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として、郵便で行います。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

回答：保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免については、国が示す減免基準に基づき、規則を制定しました。

また、減免については、守口市国保の全世帯に対して、郵便で周知を行っており、申請書は、問い合わせがあった者に送付する予定です。

なお、減免の申請の受付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として、郵便で行います。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

回答：保険収納課

保険収納課では、現在、「保険料の納付が困難な方につきましては、納付相談をお受けしますので保険収納課までご連絡ください」と市ホームページに納付相談に関する情報を掲載し、周知しているところです。よって、新型コロナウイルス感染症に関連し、収入減少や事業縮小等納付が困難な場合は、放置せずにまずは保険収納課までご連絡ください。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

回答：保険収納課

納期内に納付されている納付者との不公平感をなくすため、保険収納課では、法に基づき滞納処分を執行しておりますが、納付相談は随時受け付けておりますので、納付が困難な場合は、放置せずにまずは保険収納課までご連絡ください。

- ⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

回答：保険課

一部負担金の減免制度は、市ホームページで周知を図っております。

また、一部負担金の減免の申請についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵便の受付が可能です。